

「武州・入間川プロジェクト」活動助成募集要領

この度、武州ガス(株)、荒川上流河川事務所、(財)埼玉県生態系保護協会を主体とする「武州・入間川プロジェクト」において、入間川流域で環境保全活動をされている市民団体等に対して、その活動を支援するため活動助成を実施することといたしました。数多くの皆様からのご応募をお待ちしております。

1. 趣旨

河川に関して市民の方々の関心を高め、入間川流域における自然環境の保全・再生・創出等に関し市民団体等が行う活動に対して、その費用を助成するものです。

本助成は、上記活動を基本としながら、治水・防災に関して地域の歴史や将来の姿について関心を高めるとともに、河川を利用した地域社会の活性化を目指します。

2. 助成対象

市民団体、学校等の非営利団体による公益的な活動を支援します。

3. 助成対象活動

下記に該当する活動に対して助成を行います。

①原則として入間川流域（入間川、越辺川等）の河川内をフィールド（※1）として行う河川環境の保全・再生・創出に貢献する活動等。

②上記活動などに関係するセミナー等の実施、河川環境の保全・防災に資する学習活動等。

※1 対象市町（川越市、狭山市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、坂戸市、鳩山町、毛呂山町、飯能市、東松山市、嵐山町、小川町、ときがわ町、越生町、寄居町、東秩父村）

※河川清掃のみを目的とした活動等は対象となりません。

※本助成は、申請された活動に対する助成であるため、決定後の活動内容の変更は認められません。

●助成対象となる活動例

- ・河川環境の保全・再生・創出に資する草刈り、施設の補修などの活動
- ・河川環境の観察、環境教育に資する活動
- ・河川の歴史・文化・防災に関する調査、体験学習 など

4. 助成対象期間

平成23年4月1日～平成24年3月1日の間に実施する活動

（活動日によっては助成決定の通知と前後する場合があります。）

5. 助成内容等

5-1. 助成金額

①助成金額

1活動あたり20万円を上限とし、申請は1団体1活動のみです。

代表者等が同一の他団体については、活動の趣旨等を勘案して、「入間川環境保全支援委員会」にて審査します。

②助成対象費目

助成対象活動に必要な器具・材料の購入費（賃料を含む）、資料・報告書等の作成費とします。

助成対象となる費目例	助成対象とならない費目例
<ul style="list-style-type: none">・活動に必要な器具・材料の購入費・資料作成・PR費用（チラシを含む）・連絡通信費・活動会場等の使用料・保険料（活動に関係するもの）・活動記録の作成費（写真代、コピーなど）・活動に必要な講師等の謝礼・交通費	<ul style="list-style-type: none">・活動スタッフの人件費・交通費・一般的な事務用品費等（デジカメ、FAXなど）・食費

※助成対象となる費目については、申請する活動の目的や内容で必要性が明確となるようにしてください。

※来年度も活動が継続するものについては、継続の必要性、今回の対象期間、対象部分等がわかるようにしてください。

※助成にあたっては原則として最長3年とします。（内容を勘案して決定します）

③助成件数

10件程度

5-2. 技術的支援

団体活動における技術的支援のために必要に応じて「川づくり」「自然環境」等に関する講師を派遣します。

6. 申請方法

所定の申請書（ホームページからダウンロードするか事務局までFAX等によりご請求ください）に必要事項を記入し、事務局あて郵送又は電子メールで提出してください。なお、応募書類の返却はいたしません、ご提出いただいた個人情報については適正に管理し、審査の目的以外には使用いたしません。

7. 助成の決定

助成対象団体の選定は、入間川環境保全支援委員会（武州ガス(株)、荒川上流河川事務所、(財)埼玉県生態系保護協会及び学識者で組織する委員会）において、書類選考を行い決定します。

結果は、平成23年4月上旬頃に申請者全員に文書にて通知するとともに、ホームページ、機関誌等により助成対象団体の団体名等を公表します。

なお、申請から助成金交付までの概ねのスケジュールは次のとおりです。

	平成23年					平成24年		
	2月	3月	4月 12月			1月	2月	3月
募集期間	2/1 ~ 3/26							
審査			● 4月上旬 全員に結果 通知					
活動対象 期間			4/1 ~ 3/1 の期間の活動					
活動報告		 活動完了後、随時提出		→		

助成事業のスケジュール(予定)

8. 助成を受ける団体の義務

助成を受ける団体は、原則として以下の事項を実施してください。

- ①活動を実施するにあたって、活動助成を受けている旨を何らかの方法で明示すること。
- ②助成対象となった活動完了後、所定の様式（実施報告書、アンケート）に必要事項を記入し提出すること。
- ③助成企業等のイメージを低下させる行為をしないこと。

9. 助成金の支払い

助成金は、助成を受ける団体から「実施報告書」が提出された後、「助成金交付申請書」に基づき銀行口座に振り込みます。「実施報告書」及び「助成金交付申請書」の記載内容については、ホームページで様式をご覧ください。

10. 申請における注意事項

本助成は、書類選考により審査を行います。このため、申請書類に未記入事項等がある場合、審査に支障が出るため誤字及び記入漏れには十分ご注意ください。

1 1. 評価の基準

以下の基準により審査し決定致します。

- ・ 河川環境への貢献度
- ・ 地域への貢献度
- ・ 実効性

1 2. 主な評価のポイント

○評価ポイント（プラス評価）

- ・ 活動の場として入間川などの河川空間を十分に活用している。
- ・ 河川環境の保全等に対する貢献が顕著である。
- ・ 環境教育の内容が盛り込まれており、かつ具体的である。
- ・ 活動の際に地域住民や周囲との連携が図られている。
- ・ 活動で得た成果を地域に還元している。
- ・ 活動内容が独創的である。
- ・ 活動内容が地域の模範となっている。

○評価ポイント（マイナス評価）

- ・ 応募書類に不備が多く、内容が不明なもの。
- ・ 河川清掃が主なものとなっている活動。
- ・ 目的が曖昧なもの。
- ・ 活動内容に具体性がないもの。
- ・ 助成金の用途が不明または不適當なもの。
- ・ 娯楽、単発のイベント的な要素が強いもの。
- ・ 在来環境に悪影響を与える恐れのあるもの。

1 3. 申請書の提出及び問い合わせ先

○「武州・入間川プロジェクト」活動助成

入間川環境保全支援委員会事務局

(財)埼玉県生態系保護協会 総務

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町 1-103-1 YKビル 5F

TEL 048-645-0570

FAX 048-647-1500

Eメール iruma-project@ecosys.or.jp

○提出期限

平成23年3月26日まで郵送又は電子メールで提出